

前橋市監査委員公表第9号

前橋市長から工事監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和5年7月6日

前橋市監査委員	根 岸 隆 夫
同	長 岡 敏 夫
同	須 賀 博 史
同	新 井 美咲子

都市計画部工事監査結果に係る措置通知書

監査期間 令和4年7月22日～11月17日

措置通知書提出日 令和5年6月27日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：建築住宅課】</p> <p>1 解体工事における元請業者の事前調査未実施について（指摘事項）</p> <p>大気汚染防止法第18条の15第1項では、元請業者は解体工事が特定工事（石綿を含有する建築材料が使用されている建築物を解体する工事）に該当するか否かについて調査を行うとともに、発注者に対し書面を交付して説明しなければならないとされているが、旧市立前橋高校第一体育館解体工事、旧大胡幼稚園教室棟解体工事においては、元請業者は当該工事が特定工事に該当するか否かの調査及び説明を行っていなかった。</p> <p>発注者は、元請業者に対し大気汚染防止法の規定による調査の実施及び説明を求め、適正な工事監理を行うよう改善されたい。</p> <p>2 石綿含有建材の解体作業について（指摘事項）</p> <p>大気汚染防止法第18条の14では、特定粉じん排出等作業（石綿を含有する建材が使用されている建築物の解体作業）の基準を定めているが、旧市立前橋高校第一体育館解体工事の元請業者においては、石綿含有が疑われる建材を、特定粉じん排出等作業の基準による解体方法で工事を行っていなかった。</p> <p>発注者は、特定粉じん排出等作業を行う場合は、元請業者に対して大気汚染防止法の規定による解体作業を指導し、適正な工事監理を行うよう改善されたい。</p>	<p>今回の監査結果を踏まえ、大気汚染防止法に規定された調査及び説明について、課内で情報共有を行うとともに、当該事項については、国の建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）に記載されたことから、同仕様書に基づき工事監理を行うよう当課の特記仕様書に明記した。</p> <p>また、令和5年2月24日着工の旧日吉児童館解体工事において、大気汚染防止法の規定による調査を実施したことを元請業者から事前調査報告書により説明を受け、特定工事であることを監督員及び係長で確認し、課長へ報告した。</p> <p>今回の監査結果を踏まえ、大気汚染防止法の規定による調査の結果、特定粉じん排出等作業がある場合、元請業者が作成する施工計画書に同法の基準による解体方法を明記させ、確認することを課内で情報共有した。</p> <p>また、令和5年2月24日着工の旧日吉児童館解体工事において、元請業者が策定した施工計画書に特定粉じん排出等作業にかかる解体方法が明記され、これに基づいて作業が実施されたことを監督員及び係長で確認し、課長へ報告した。</p>